

令和 4 年 10 月 26 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成 8 年 3 月 22 日付け衛化第 29 号厚生省生活衛生局長通知）について、抗原性試験の方法を削除し、「添加物に関する食品健康影響評価指針」（令和 3 年 9 月食品安全委員会決定）に定められたアレルギー性試験の方法に従う変更があったことを踏まえ、特定原材料等の表示を省略するために必要な分析方法の参照先の変更等について、見直しを行うことにしました。

また、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）が一部改正され、同規則第 12 条の規定により別表第 1 に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに「L-酒石酸カルシウム」が追加されたことから、別添 添加物 1-1 の簡略名又は類別名一覧表に「L-酒石酸カルシウム」を追加することとしました。

については、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。